

第4回丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和4年4月28日（木）

午後2時00分から

場所：丹波市役所本庁第2庁舎
2階ホール

出席者等 20名（委員、講師、事務局、関係職員）

傍聴人 3名

1 開会（上田委員長より、あいさつ）

- ・要綱第6条の規定に基づき、会議の成立を確認（委員14名中11名出席）

2 議題

（1）第3回検討内容の確認（事務局）

- ・議事録をもとに説明
- ・質疑なし。

（2）先進地の取組状況について（海部南部権利擁護センターより説明）オンラインにて

- ・提供資料に沿って説明

（委員）センターで常勤以外で1日6時間週2回の専門職で間違いないか。

（センター）非常勤1日6時間週2回の人2人。1人は成年後見制度に詳しい人。1人は基幹相談支援センターを設立するのに詳しい人。

（委員）1日の業務の状況は。

（センター）事務所にあまりいない。アウトリーチが多い。相談事業や会議。

（委員）権利擁護センターと基幹相談支援事業所の仕事の割合は。例えば6対4とか。

（センター）人員配置は均等にしている。予算は基幹が30%。

（委員）地域の人の意識が高い。勉強会にきている人はどのような人か。

（センター）高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、医療関係、民生委員、地域包括支援センターケアマネジャー、事業所、社協、議員、行政。弁護士も必ず参加。約8年前から継続している勉強会。

（委員）センターができた最大のメリットは何か。

（センター）権利擁護センターができたことによって、相談支援事業所などがグレーゾーンですすめてきたところが相談できるようになった。一生懸命動いている中なので、まだよかったのかどうかわからない。相談件数はうなぎのぼり。それはメリットかなと思う。

デメリットはコンパクトな地域で交通手段がない。田舎。車があれば来所できるがアクセスしにくい。

(委員) 相談件数が増えている。相談者の内訳は。住民なのか支援者なのか。

(センター) 令和2年度は1～3月のみだが44件。令和3年度1～3月は161件。実人数が増えている。1人に対して何回も支援している。不安の解消など。

ほとんどが支援者から相談。ケアマネジャーや相談支援専門員、社協、病院など。

(委員) このために設立された法人ということで、しがらみとかなくやりやすかったか。

(センター) できた事実を喜んでもらえている。期待に応えられているかわからないが。

(委員) 設立経過で福祉関係者で独自で有志でスタートし、講演会を聞かれて意思統一がなされて、立ち上げが必要だという共通理解ができたと理解した。愛知県社協に立ち上げチームがあったことが後ろ盾、バックグラウンドになってうまくのったのか？しっかりしている中で動いていたと思っていいのか。

(センター) 県の中では空白地帯と言われていた。ほとんどセンターがなく、成年後見制度利用促進法の後押しもあり、県社協が協力する体制があった。行政で絶対に立ち上げないといけないという人が1人いて、その人の功績だと思う。

(委員長) 職員の専門性。資格要件。社会福祉士や精神保健福祉士が基本になっているのか。事例の中でセンターは法人後見でうけている。事業をうけるために作った法人だが、法人後見を担うことが構想されていたのか。

(センター) 雇用する時は社会福祉士か精神保健福祉士。基本的に資格を持っている。基幹相談支援センターについては、社会福祉士、精神保健福祉士ではなく経験が豊富な人である。最初から法人後見が業務に入っていた。積極的に受けているのではなくガイドラインを作って、運営協議会で検討して、どうしても受ける人がない場合としている。

(委員) 権利擁護センターの運営協議会の役割。事業の評価を受けるところなのか。具体的にどういう話がされるのか。

(センター) 年2回開催。8月に次年度予算。3月に決算。5月の総会に向けての決算案。事業報告も併せて行い評価を受けている。8月の次年度予算では間に合わないので翌々年度の予算要求をしている。

(委員) 職員の男女比は。利用者の男女比は。

(センター) あまなん通信で職員を写真入りで紹介している。男性2人、女性3人。自己紹介も記載している。相談者の男女比は統計とっていない。

(委員) ネットワークを作るための取組みをされていれば教えてほしい。市民後見人の養成はしているのか。

(センター) 利用促進法が少し変わったので新しく案としてネットワークを考えたところ。関係者にこれを提案していこうと思っている。本人と後見人を2人だけの関係だけ

ではなく支援者も関わる。権利擁護推進協議会を新たに設置、市民後見人は海部南部は 86,000 人の人口なので海部南部だけでの養成では難しい。海部地区と協力して養成を令和 6 年くらいに考えている。

(3) 丹波市の権利擁護支援に関するヒアリング調査の結果について

・資料をもとに説明

(委員長) 資料に興味深く拝見した。明確な形で認定を受けている人となっているが、ヒアリング調査の実態をみるとそれ以上に、ボーダレス、何らかの支援が必要だと思われる人が相当数おられると担当所管の感想として印象を持っていると思った。みなさんどうですか。

(委員) 10 年くらい前にほとんど収入がなく水道滞納、保険証がどこにいったかわからない…。その時は市役所内の各部署をまわったが冷たかった。福祉の心と本来の業務との間で葛藤しながらおられることがわかった。最近は丁寧に対応していただいて感動している。

(委員長) 愛知県の丹波市と規模が似ている市、高知県の小さい町、直接ヒアリングをしたことがある。ヒアリングをすると今回の報告と同じような傾向。対応に困る人が実際にいる。状態像、やりとりが難しい。うまく伝わっていかない。どうしていいかわからない。リアリティがある。率直に話をしてもらっている印象をもった。

(委員) ゆっくり読ませてもらった。対応の葛藤があるなど。名前が一緒に対応が困難な人が来られている。何回も来ると「また来たって」となる。1 回、2 回で来られて早く困っていることに対応できることが大事。対象の人になると福祉の方でお願いしますとなることが多い。ネットワークを作る。そういうところで情報を共有してみんなで考えていく、それがあつた上で権利擁護支援センターにならないといけない。そこに任せておいたらいいわ、とならないようなセンター作りにしないとけない。

(委員) 相談者が高齢世帯であつても複合的。介護だけではなく生活困窮がある身寄りがない等。地域包括支援センターは総合相談窓口だから対応する。総合的に調整する役割。包括だけでは解決できない。地域ケア会議の開催。解決の相談。地域の方も入ってもらって会議をしている。色々な人が幅広くネットワークを作って支援をしていく必要がある

日常生活自立援助事業の申請 2 件、申立て支援 1 件があつた。生活困窮もあつたので弁護士事務所も関り、成年後見制度を利用し状況が展開。縦割りではなく総合的な支援がこれからは必要。

(4) 丹波市権利擁護支援センターの機能・役割について

- ・資料をもとに説明。

- ・中核機関について提供資料に沿って委員長から説明。

(委員長) 3つポイントがある。①権利擁護支援チーム、②協議会、③地域における権利擁護支援の中心的役割を担う中核機関。

要は4つの機能、①広報、②相談、③制度利用促進、④後見人支援を行う。

(委員) 中核機関がすべて役割を担うということではいけない。権利擁護支援をみんなですすめていくんだということが示されたらいいと思う。

(委員) 委託のメリットは法人後見ができるかできないか。色んな事業者の横の連携は大事。社会保険労務士、医師など広域的な社会資源の活用は後見人に限らない。何よりセンターの職員の資質、能力、経験。これがなかなか大変。

(委員長) 丹波市にとって役立つものかどうかという視点で。必ずしも網羅されているわけではなく、抜けている点もあるかもしれない。行政で検討する材料になるので。

(委員) センターができることで色々な部署の担当者の負担が軽減されるように。情報を当事者も得て、早期発見、早期対応につながってほしい。

(委員) 直営と委託の間くらいのができたらいいと思う。権利、人権。1つにとどまらず市役所に関係ない部署はないと思う。教育というのも切り離せない。わざわざ連携するのではなく、即連携できる直営のよさ。委託は心安くいける身近さ。

(委員長) 海部南部も委員会には公的機関も入っている。委託しても公的責任はある。委託するから余計に責任がある。関与もする。

3 今後の日程（事務局）

- ・第5回丹波市権利擁護センター設立準備委員会の日程
令和4年7月21日（木）14時からの予定
- ・第6回丹波市権利擁護センター設立準備委員会の日程
令和4年12月中旬の予定

4 閉会

- ・馬場副委員長より、あいさつ